二年一月までになお効力を有する廃止前暫定措置法第十三条の規定により旧地方法人特別税に係る還付金等に相当する額のうち同月までになお効力を有する廃止前暫定措置法第十四条第一項に規定する払込予定額（以下この条において「旧地方法人特別税に係る払込予定額」という。）の総額から控除されなかった額がある場合には、同年二月以後においては、当該還付することとした旧地方法人特別税に係る還付金等に相当する額又は当該控除されなかった額は第十二条第一項に規定する特別法人事業税に係る還付金等に相当する額とみなし、かつ、旧地方法人特別税に係る払込予定額は同項に規定する払込予定額とみなして、同条の規定を適用する。

（旧地方法人特別税の収入額に関する経過措置）

第五条　なお効力を有する廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により平成三十二年二月以後に都道府県から国に払い込まれた旧地方法人特別税の収入額は、第二十九条及び第三十一条第一項に規定する特別法人事業税の収入額とみなして、これらの規定を適用する。

（旧地方法人特別税について譲与することができなかった金額がある場合等の経過措置）

第六条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下この条において「なお効力を有する廃止前暫定措置法」という。）第三十四条第一項及び第二項の規定により計算した平成三十二年二月の譲与時期に各都道府県に対して譲与するなお効力を有する廃止前暫定措置法に規定する地方法人特別譲与税（次条において「旧地方法人特別譲与税」という。）について、当該譲与時期に譲与することができなかった金額があるとき、又は当該譲与時期において譲与すべき額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、同年五月の譲与時期に譲与すべき特別法人事業譲与税の額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（旧地方法人特別譲与税の譲与すべき額の算定に錯誤があった場合の経過措置）

第七条　総務大臣が、平成三十二年二月の譲与時期までに、平成三十一年十一月の譲与時期までに都道府県に譲与した旧地方法人特別譲与税の額の算定に錯誤があったことを発見したことにより、当該譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じ、かつ、当該増加し、又は減少すべき額について、平成三十二年二月の譲与時期までに譲与すべき旧地方法人特別譲与税の額に加算し、又はこれから減額しきれなかった額があるときは、総務省令で定めるところにより、当該加算し、又は減額しきれなかった額を、同年五月の譲与時期以後に到来する特別法人事業譲与税の譲与時期において譲与すべき特別法人事業譲与税の額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において都道府県に譲与すべき特別法人事業譲与税の額とするものとする。

2　総務大臣が、平成三十二年二月の譲与時期後に、当該譲与時期までに都道府県に譲与した旧地方法人特別譲与税の額の算定に錯誤があったことを発見したことにより、当該譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後に到来する特別法人事業譲与税の譲与時期において譲与すべき特別法人事業譲与税の額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において都道府県に譲与すべき特別法人事業譲与税の額とするものとする。

3　第三十三条の規定は、前二項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときについて準用する。

（政令への委任）

第八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の項中「第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。」を削り、同表に次のように加える。

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）	第二章の規定により都道府県が処理することとされている事務

（地方財政法の一部改正）

第十一条　地方財政法の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、「自動車重量譲与税」の下に「、特別法人事業譲与税」を加え、同条第二項中「以下」を「次項及び次条において」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改める。

第三十三条の五の三中「並びに法人の行う事業に対する事業税」を「、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税」に改める。

第三十三条の五の六中「この条」の下に「及び第三十三条の五の十」を加え、「（第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）」を削り、「附則第三十二条第一項」を「附則第三十二条」に改める。

第三十三条の五の九の次に次の一条を加える。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律等の施行等に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の十　都道府県は、当分の間、各年度において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の施行並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三章の規定により、法人の行う事業に対する事業税の減収額が特別法人事業譲与税の収入額を超える場合には、これによる減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による改正後の地方財政法（次項において「新地方財政法」という。）第四条の三第一項の規定は、平成三十二年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成三十一年度までにおける前条の規定による改正前の地方財政法第四条の三第一項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

2　施行日から平成三十二年三月三十一日までの間における新地方財政法第三十三条の五の六及び第三十三条の五の十の規定の適用については、新地方財政法第三十三条の五の六中「この条及び第三十三条の五の十」とあるのは「この条」と、新地方財政法第三十三条の五の十中「施行並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三章の規定」とあるのは「施行」とする。

（地方交付税法の一部改正）

第十三条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額」を加え、同条第三項の表道府県の項中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次のように加える。

十二　特別法人事業譲与税	前年度の特別法人事業譲与税の譲与額

附則第八条中「事業税、」を「事業税、特別法人事業譲与税、」に、「並びに法人の行う事業に対する事業税」を「、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税」に改める。